

# 地域社会の期待に応える情報公開と「自主行動基準」の策定

社会福祉法人ゆたか会 理事長 杉橋 研一 (その他 - 3期, No.0340)

同 常務理事・法令遵守責任者 前田 光泰 (老 - 11期, No.1677)

## 1. ゆたか会のこれまで

当法人は1973(昭和48)年に法人認可を受け、翌年、滋賀県下では3番目となる特別養護老人ホーム50床を開設し、事業を始めた。法人の前身は、建築家、伝道者として知られるウィリアム・メレル・ヴォーリズ(1880-1964 1941年に帰化し、ひとつやなぎめれる一柳米来留と改名)を師とする今津教会のメンバーが、1951(昭和26)年、近江湖西地域に財団法人近江愛隣園を開設し、託児所と結核療養所を相次いで設置したことに端を発する。

その後、昭和40年台に結核療養所を閉鎖する運びから、次なる使命として地域の要介護高齢者等のために社会福祉法人ゆたか会を設立し、以後、療養施設の設置ほか、現在は6拠点30余の事業を実施している。

法人理念は「隣人愛の精神に基づき福祉サービス利用者の誰もが安心して暮らせることをめざして、地域の特性を活かし地域社会の期待に応える」である。近江愛隣園の理念である「隣人愛」を継承したものとなっている。

入所施設4か所が法人経営の主軸になるが、平成3年には「ふれあいのまちづくり事業」B型の受託を手始めに、ホームヘルプ、託老所、在宅介護支援センターを展開してきた。平成8年に

は身体障害者地域生活支援センター設置に名乗り出て、県下いち早く、5町1村(当時の人口は約5.6万人)からの委託を受けている。

## 2. 「知られていない」事実を突き付けられる

### ～ガバナンス、コンプライアンス、ディスクロージャーの実践

今、私たちは、創設理念の「隣人愛」から、「ともに生き、ともに喜び、ともに育つ」を合言葉に掲げている。そこで生じる「誰と?」は、私たちの働きかけの対象である利用者、そしてこの地域の人たちに他ならない。

だがしかし、1993(平成5)年度に滋賀県で「レスパイトケア検討調査事業」が実施され、杉橋が調査部会長に就いた時のことである。入所外の障害児者を家族もつ1000余の家族への聞き取りを行った。県からの諮問内容は「短期入所の利用ではなぜだめか」であった。ところが、県下の共同作業所等に通所する人たちでさえ、施設の短期入所など臨時利用する諸事業すら知られていない事実が明らかになった。

このことは、調査部会長としての立場以上に、我が施設の考えの浸透や、常に存在する利用定員を超えた人たちへの手立てそのものに対する、根本的な問いかけとなった。

さらに、法人・施設側が感じる、地域社会に対する不都合・不具合と、結果として生じていた排他性の除去は、喫緊の課題であることが明らかになった。ここに何らかの突破口を見出すことが、事業展開上必要であると、調査事業を通して具体的に認識させられたのである。

まず、自身の立ち位置、居住まいを直すことこそ、課題の解消に合致すると気づいたものの、手を付ける糸口はなかなか見つからなかった。

1997(平成9)年、社会福祉基礎構造改革の議論が進む中、杉橋が清湖園施設長のまま法人5代目の理事長に選任された。その後、前記の思いを込めて3つの取り組みをあげた。膨れ上がっていた組織の「ガバナンス」と「コンプライアンス」、そして「ディスクロージャー」の実践である。たとえば法人の財務の外部監査はここ4年間受審し続け、法人のホームページと、現在は全国社会福祉法人経営者協議会のホームページでも内容を公開するようにしている。実はこの3つは、今日においても、社会福祉法人が社会から指摘されていることでもある。

さらに次項では、法人独自の取り組みの一端として「自主行動基準」について紹介する。

### 3. 「ゆたか会自主行動基準」の策定

2000(平成12)年以降、牛肉偽装や政界への献金疑惑が生じるなど、組織のコンプライアンス(法令遵守)をめぐる問題が降っては沸くようにマスコミをにぎわした。極めつけは、2005(平成17)年に起きたJR福知山線の脱線事故であった。日勤教育と称して勤務評定の低い社員への懲罰的な処遇を行っていたJR西日本の企業体質が問われ、CSR(企業の社会的責任)が大きく取り上げられることとなった。

経団連(当時。現:日本経団連)の「企業行動憲章」をはじめとして、2005(平成17)前後から大手企業の間で企業のCSRを明文化する動き

が活発になり、その内容は各社のホームページにも掲載されて、筆者のような門外漢の目にも触れるようになってきた。企業のモラルを身近で見聞する機会が増加するにつれ、透明性を旨とする社会福祉法人にとっても、コンプライアンスやCSRを法人のテーゼ(綱領)として文章化する必要性を強く感じて、本法人としての倫理綱領策定に取り組むことにした。

2006(平成18)年1月、療護施設清湖園の移転改築によって、一般財団法人近江愛隣園・社会福祉法人ゆたか会共に、創業の地から少し離れた場所に移転することとなった。そこで、創業の精神を忘れず、職員へ周知啓発する意を込めて「近江愛隣園・ゆたか会発祥の碑」を建立することとなった。

創業時の精神に思いをはせて碑文を推敲しながら、併せて法人の倫理綱領の骨格も組み立てた。概ね倫理綱領のプロットが決まってから全体を見ると、それは法人や職員としての姿勢・意識への言及だけでなく、むしろ法人やそこで働く職員としての行動基準を表すものであった。そこでタイトルは「社会福祉法人ゆたか会『自主行動基準』」と変更することとした。大まかな構成は、基本姿勢と基本原則、それに行動基準並びに法令順守となっている。

「基本姿勢」では、自分たちの使命は一つであり、それは公正公平で健全な職場を築き、事業をとおしてより豊かな社会の構築と発展に貢献していくこと、としている。この使命を果たすための「基本原則」では、法人の社会的責任、公共的使命、法令順守、環境保全、人権尊重と利用者満足、人材育成と活用、差別や偏見の排除、正義と倫理、情報開示と説明責任などについて触れている。そしてこの基本原則に基づく具体的な「行動基準」と判断の基準を示している。

策定した「社会福祉法人ゆたか会『自主行動基準』」(以下基準)は、2009(平成21)年7月

の理事会に審議事項として提案して承認を得た。その後、法人内の各施設で順次、基準制定の目的、趣旨、内容を説明、職員に基準の順守を呼びかけた。さらに、空念仏に終わらないように、同年度内に全職員に基準を配布し、読了後、巻末の誓約書に署名して提出をってもらうこととした。この基準の配布及び誓約書への署名は、以後に採用された職員にも適用し、現在に至っている。

完成した基準の要約版は次頁に示した通りであるが、前記の「基本原則」と共に法人のホームページでも公開している。

<http://yutakakai.jp>

#### 4. 法人の使命を果たし、より豊かな地域社会の実現へ

昨今、社会福祉法人の内部留保に端を発し、まるで多くの社会福祉法人が商業主義に陥り社

会貢献を忘れていくように語られている。しかも地域公益事業を社会福祉法人に課すために法制化しようとする動きさえあるという。

しかし、地域のニーズをいち早く察知し、そのニーズ解消のために法人を立ち上げ、我々は活動してきた。それは、より豊かな社会の構築と発展に貢献していくということであり、それこそがソーシャルワークであり、その活動に我々の存在意義があり、果たすべき使命もあった。

この使命は、社会福祉法人が存在する以上、どの法人も自明のこととして今後も果たし続けていかなければならない。もちろんいまだ未熟なこと、目の行き届かない分野があるかもしれないが、地域に潜むあらゆる問題や課題、ニーズに自主的、主体的に先駆けて対応し、より豊かな地域社会の実現に貢献寄与していくことは、いずれの社会福祉法人の理念にも包含される使命であると信ずる。



近江愛隣園・ゆたか会発祥の碑